

こそ個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	児童記録簿（家庭児童相談室）
実施機関の名称	豊見城市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部子育て支援課
個人情報ファイルの利用目的	相談を受けた児童の状況を把握するため
記録項目	<p>■相談票（初回来庁） 様式第2号（第10条関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>相談者氏名、関係、相談者住所 子どもの名前、性別、生年月日、子どもの住所、電話番号</li> <li>家族構成</li> <li>相談したいこと</li> <li>医療機関等の受診歴 医療機関名、主治医の名前</li> <li>疾患歴 疾患名</li> <li>他機関での相談</li> <li>家庭児童相談室のことをどこで知りましたか？ 相談した内容について必要な機関と情報を共有してもいいですか？</li> </ol> <p>■相談受付票</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>相談者氏名、関係、子どもの名前、生年月日</li> <li>キーパーソン（頼れる人）を教えてください。</li> <li>利用したことがある相談機関を教えてください。</li> <li>経済状況を教えてください。</li> <li>受給状況</li> </ol>
記録範囲	0～18歳までの児童及び保護者、情報提供者、関係機関
記録情報の収集方法	本人、家族、情報提供者、住民基本台帳システム、関係機関
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	中央児童相談所、豊見城警察署、小・中学校、学校教育課、他関係機関

開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 豊見城市総務企画部総務課	
	(所在地) 〒901-0292 沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備 考	管理番号243	